

地域の就労支援機関と役割の紹介 地域の関係機関における自らの役割の理解

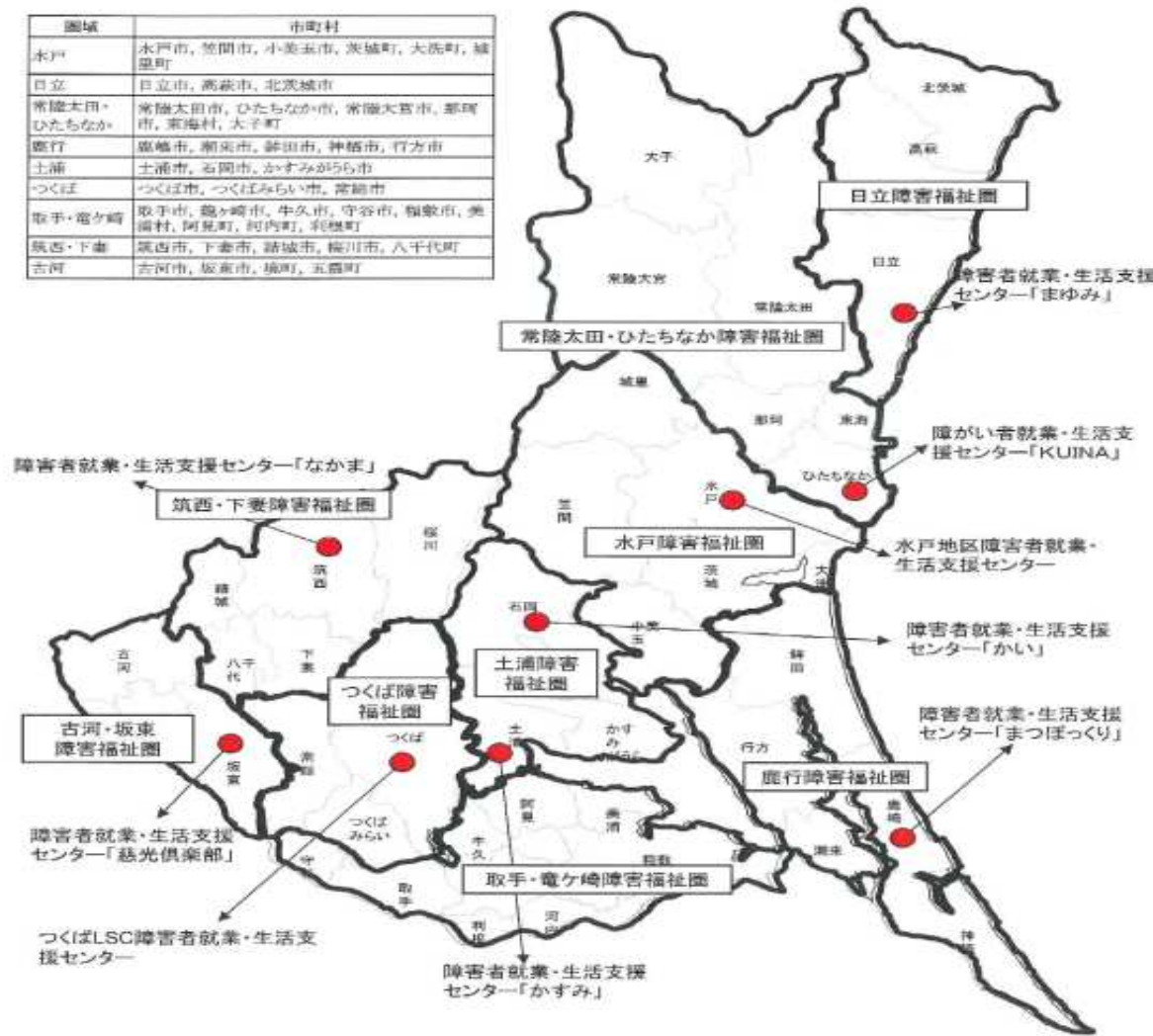
2023.9.29

つくばLSC障害者就業・生活支援センター

茨城県内の障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センター配置図

圏域	市町村
水戸	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城島町
日立	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行	鹿嶋市、潮来市、鉾田市、神栖市、行方市
土浦	土浦市、石岡市、かすみがら市
つくば	つくば市、つくばみらい市、常総市
取手・竜ヶ崎	取手市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻	筑西市、下妻市、鉾城市、桜川市、八千代町
古河	古河市、坂東市、境町、五霞町



茨城県内には9センターあり、それぞれ担当エリアが分かれ、支援を実施。

茨城労働局・茨城県保健福祉部からの委託で雇用安定事業として事業運営

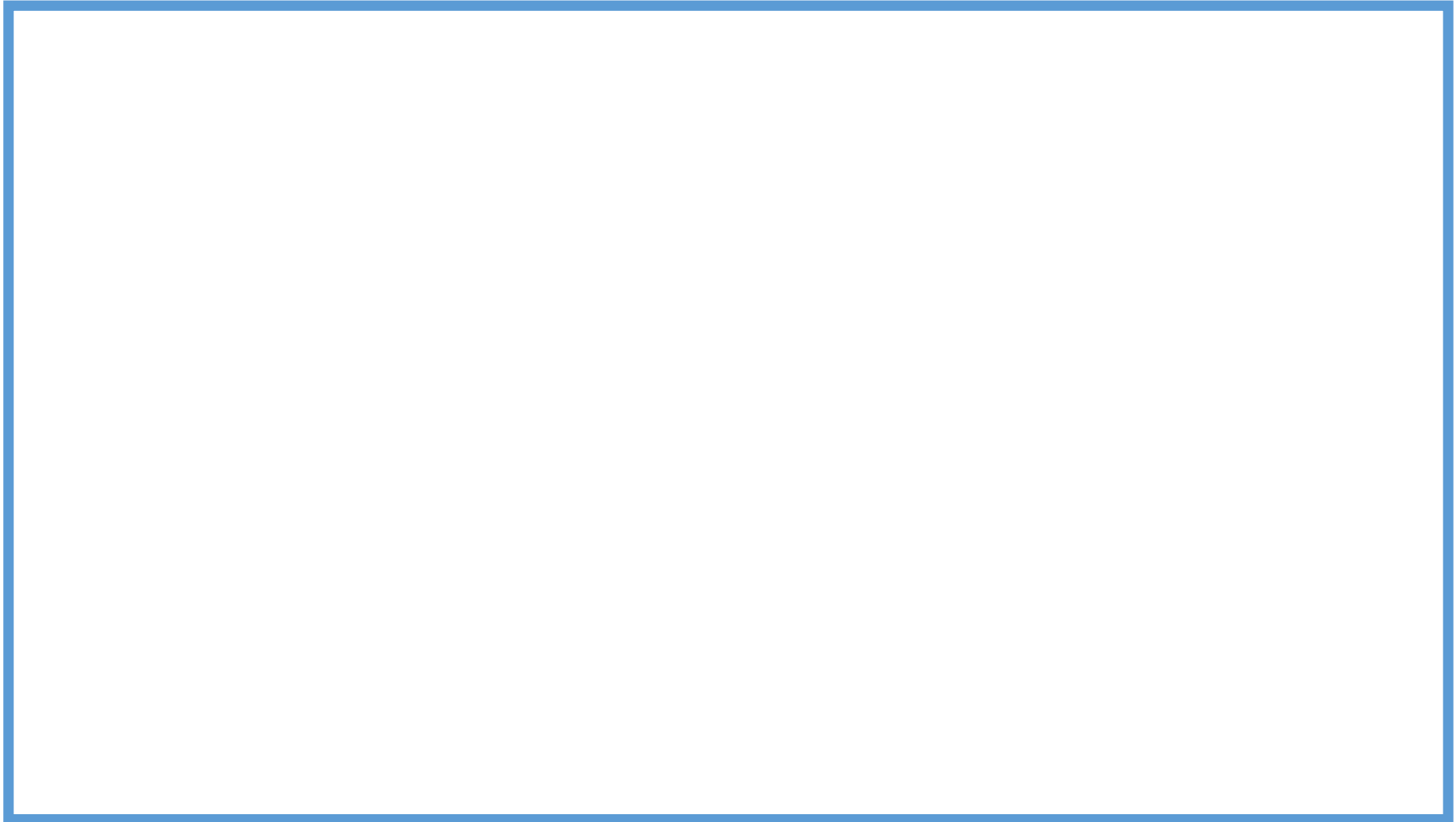
つくばLSCは
つくば市・常総市・つくばみらい市が
障害福祉圏域となっている

タイムスケジュール

- 25分 •就労支援員の役割
- 15分 •就労支援の社会資源
- 15分 •事例から考える連携方法
- 5分 •まとめ

就労支援員の目的 -個人ワーク-

- 就労支援で大切にしていることは？



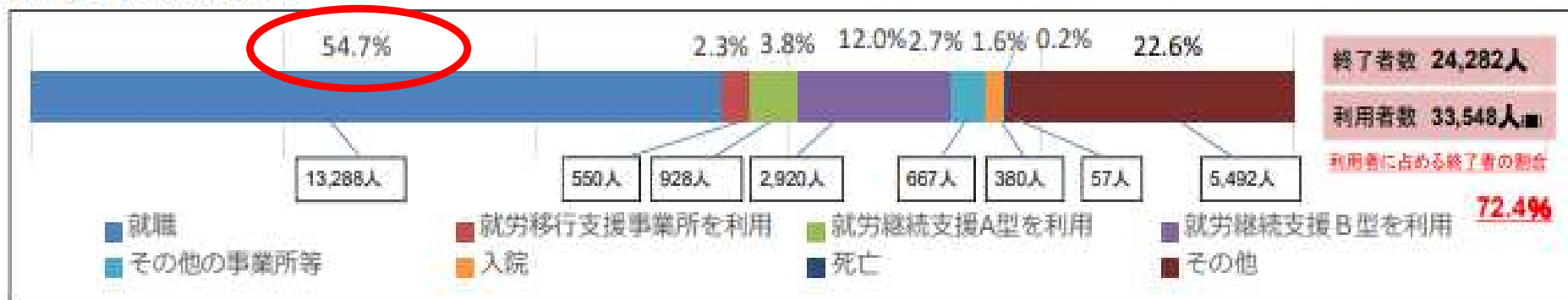


就労支援の共通目標

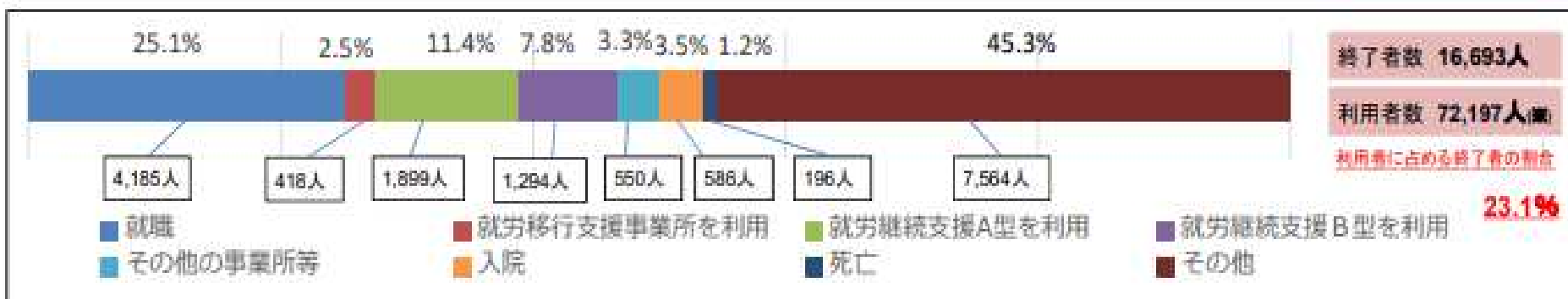
- ①働きがいのある人間らしい仕事
- ②職業場面を前提とした障害・疾病管理
- ③個別的なキャリア支援・自己実現
- ④経済的自立・社会参加のための支援

就労系障害福祉サービス事業所の利用終了者の状況について(令和元年度)

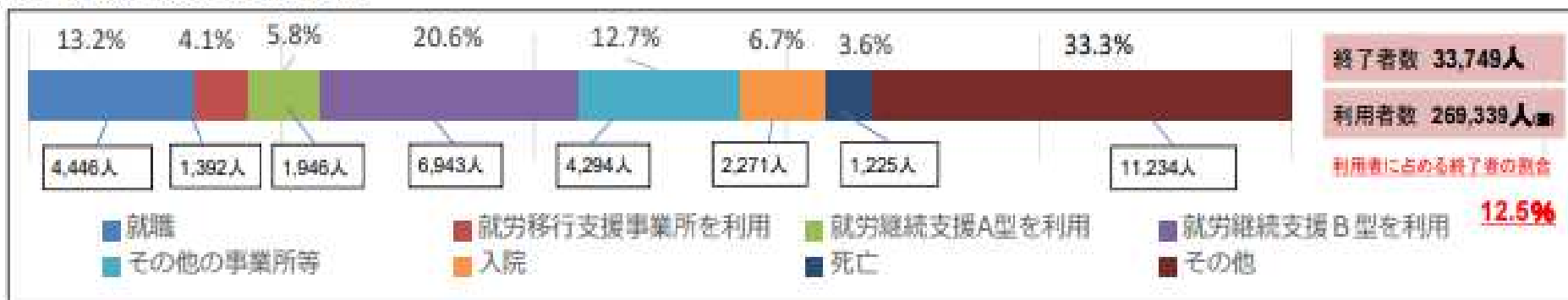
就労移行支援事業所



就労継続支援 A 型事業所

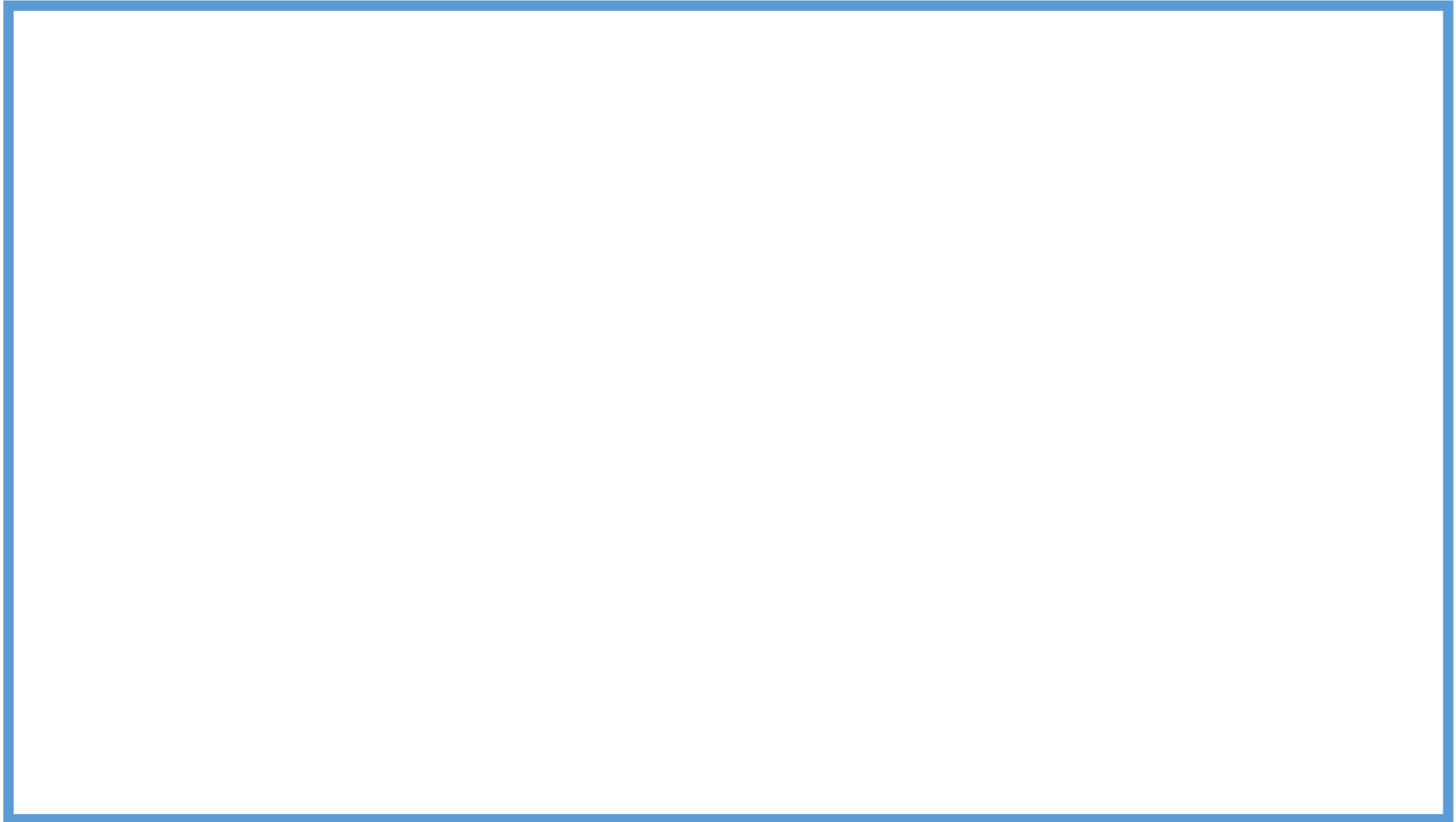


就労継続支援 B 型事業所

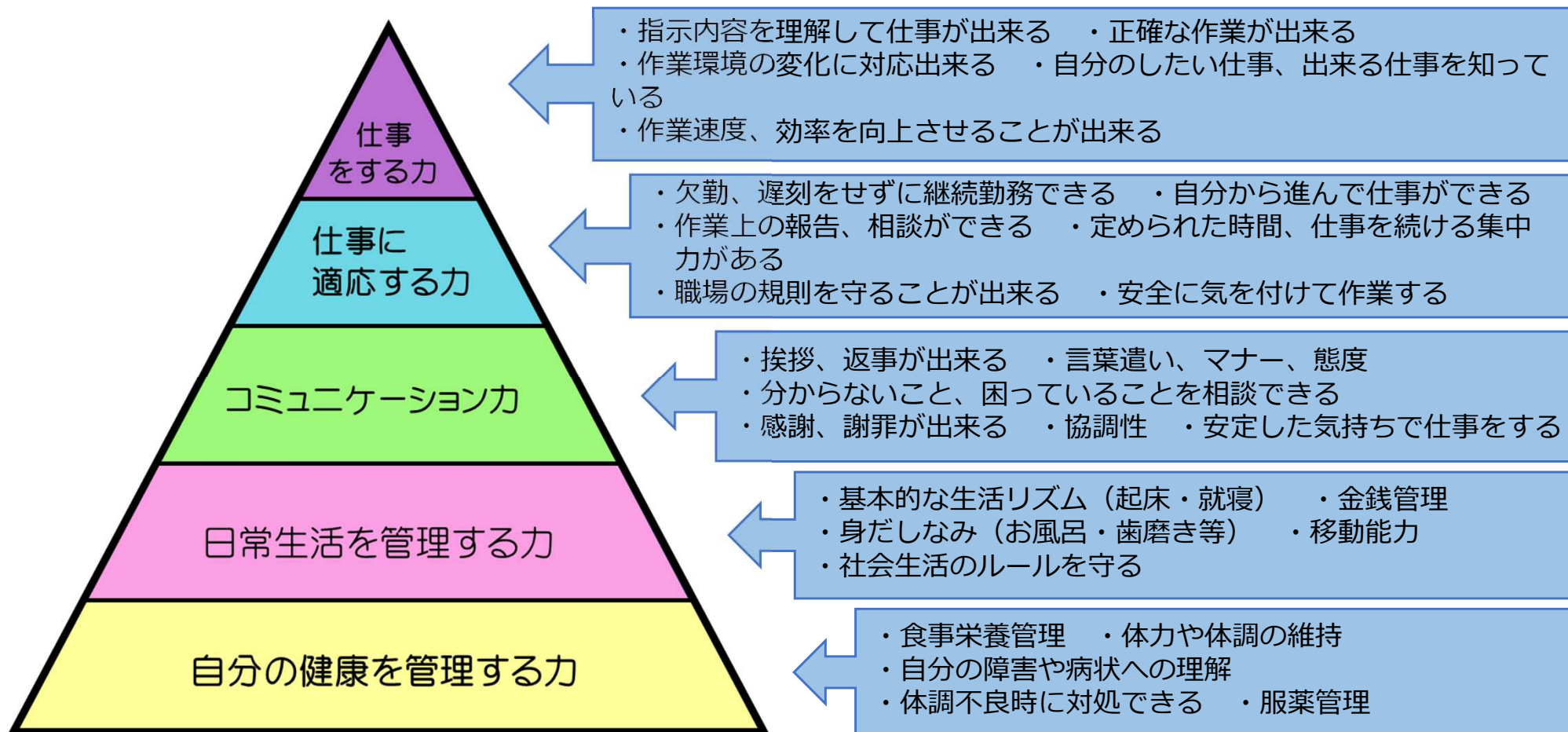


就労支援の目的 -個人ワーク-

- 企業が求める人材は、どんな人？



就労支援員の役割-働き続ける力を養う-



就労準備性ピラミッド

就労支援員の役割-安定した就労を目指すには-

• 自己管理能力

体調管理

生活リズム

ストレス対処

特性・症状に対する自覚

性格に対する理解

• 社会力

挨拶ができる

感謝できる

ルールやマナーを守る

コミュニケーション力

報・連・相

身だしなみと清潔感

実際に職場で体調管理と仕事の両立ができる
スキル



就労訓練から就職へ-個別支援の流れ-

1. 働くことについて考える
2. 職業生活を送るための準備がどの段階なのかを知る
3. 働き方の検討（一般枠、障害者雇用枠）
4. 就労イメージの確認（働く上で必要な知識や生活習慣）
 - ・ 福祉サービス事業所と会社の違い
 - ・ 労働の対価として給料を得ること
 - ・ 遅刻や欠勤の際に事前に連絡することが必要であること
 - ・ 仕事で求められるコミュニケーション
 - ・ 安定した生活リズム、睡眠時間の確保の必要性

就労訓練から就職へ-個別支援の流れ-

5. 職場体験実習

6. 体験の振り返りと自己理解

- ・ うまくいった環境は？
- ・ 苦手さを感じたこと、環境は？
- ・ 自分ひとりで出来たこと（問題なく継続できていること）は？
- ・ 手伝ってもらいながら出来たことは

7. アセスメントツールの活用

自分の特徴、セールスポイント、課題とその対処方法、
会社に理解・配慮してほしいこと
就職時の希望等をまとめたもの

アセスメント:ナビゲーションブックの活用

プレナビゲーションブック (実習用 自己紹介書)

御中 (氏名: _____)

実習の目標		
特 性	セールス ポイント	○作業面
		○対人面
		○思考・行動の特徴
	苦手な こと	○作業面
		○対人面
		○思考・行動の特徴
体調面		
配慮をお願い したいこと		

ナビゲーションブック

名前 _____

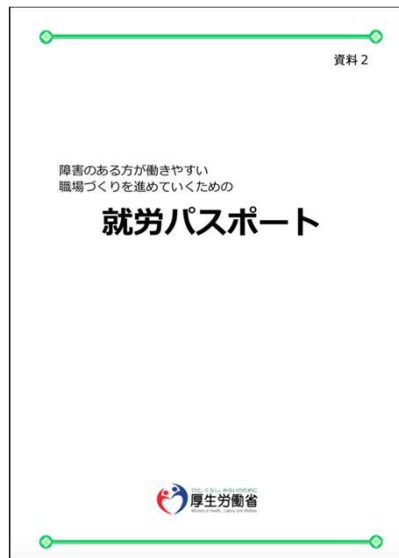
このナビゲーションブックは私が御社で勤務するにあたって、持てる力を発揮するために自分自身が努力したいこと、会社の方に配慮をお願いしたいことをまとめたものです。参考にいただければ幸いです。

作業面	セールスポイント
	苦手なこと
対人コミュニケーション面	セールスポイント
	苦手なこと
考え方・行動面	
体調・疲労面	
その他	

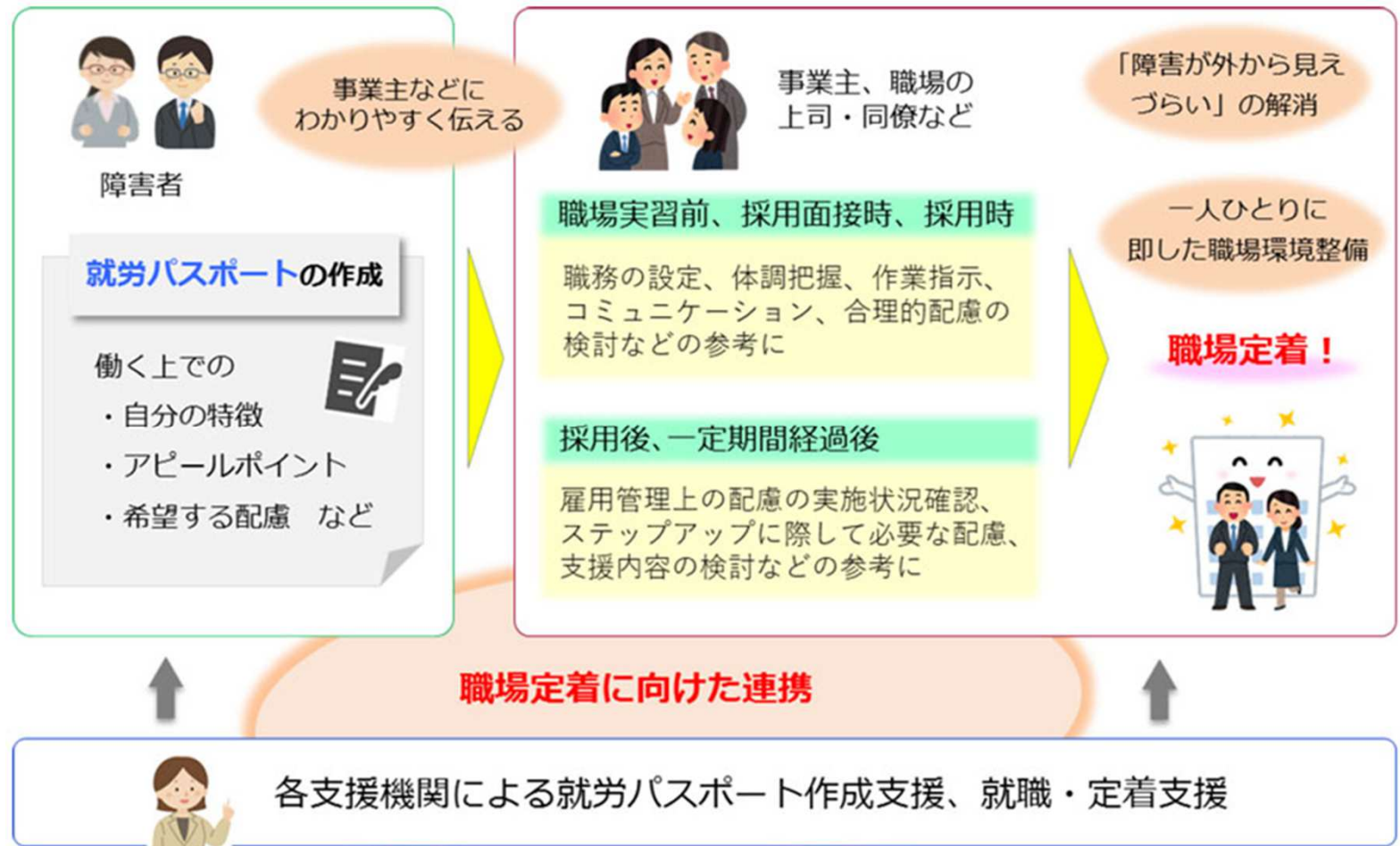
アセスメント：就労パスポートの活用

障害のある方が、働く上での自分の特徴や
アピールポイント、希望する配慮などにつ
いて、支援機関と一緒に整理し、事業主な
どにわかりやすく伝えるためのツール

・ 就労パスポート



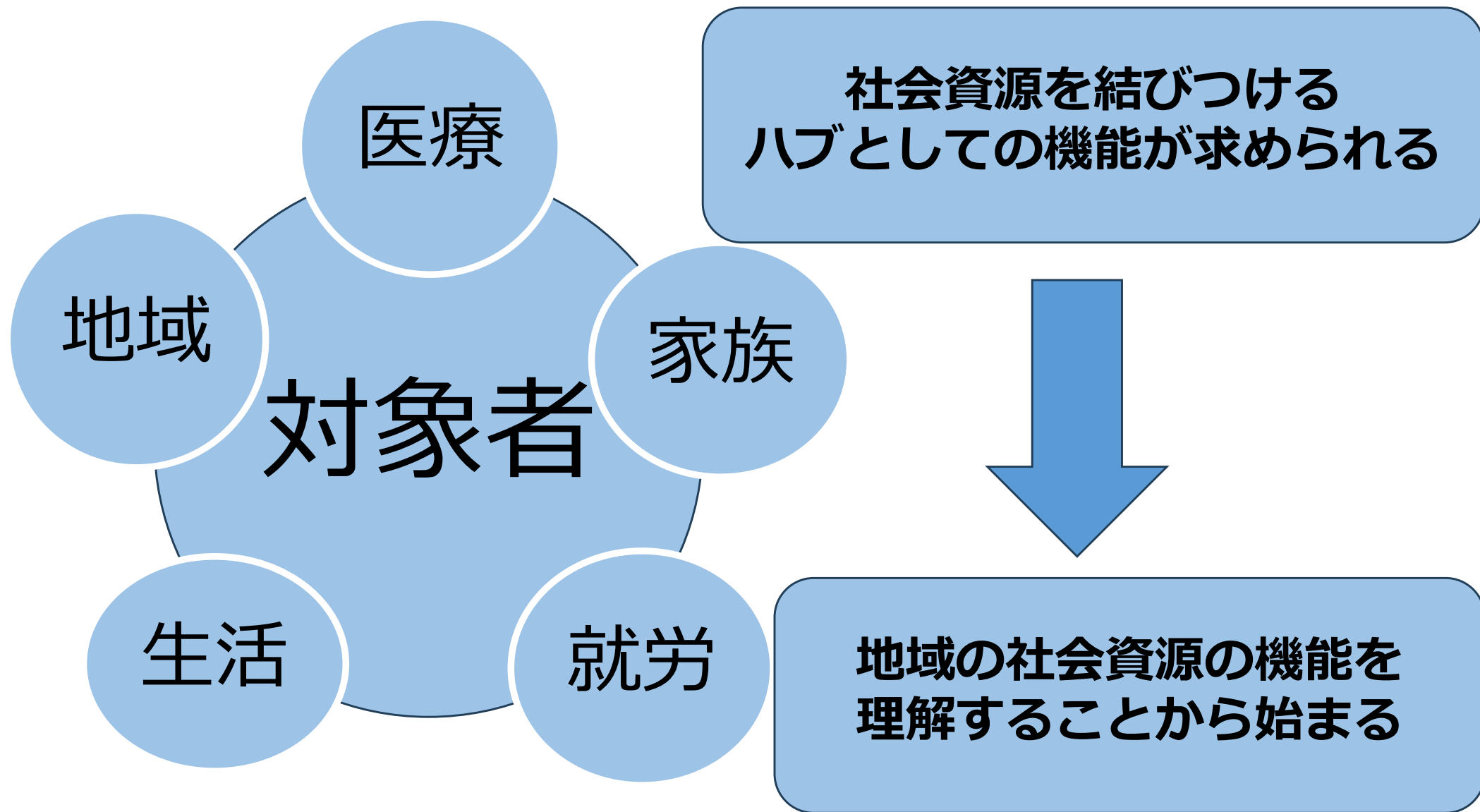
厚生労働省HPより
ダウンロード可



タイムスケジュール

- 25分 •就労支援員の役割
- 15分 •**就労支援の社会資源**
- 15分 •事例から考える連携方法
- 5分 •まとめ

就労支援の社会資源



就労支援の社会資源

就労

- ・ 地域障害者職業センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ ハローワーク
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援A・B型 etc

医療

- ・ 精神科病院
- ・ 精神科クリニック
- ・ 訪問看護ステーション etc

生活

- ・ グループホーム
- ・ ショートステイ etc

地域

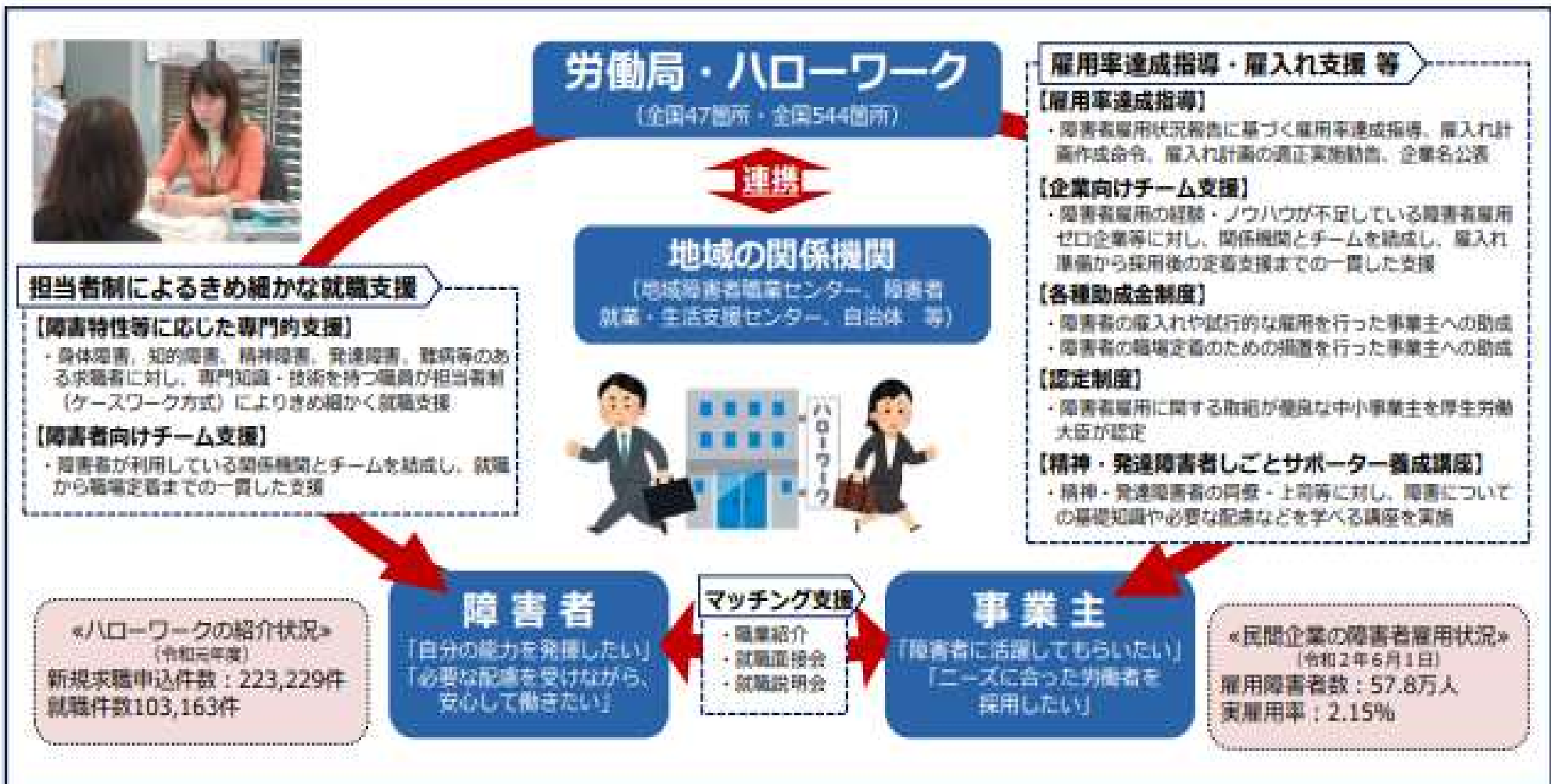
- ・ 市役所
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 相談支援事業所
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 保健福祉センター etc

家族

- ・ 近隣住民
- ・ 民生委員
- ・ 当事者会 etc

ハローワークにおける障害者雇用の促進

- ハローワークは、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や、就職後の定着支援等を行っている。
- また、事業主に対しては、障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導を行うとともに、各種助成金制度も活用しながら、雇入れに向けた支援や、継続雇用の支援等を行っている。
- いずれにおいても、地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援チームを結成して取り組んでいる。



地域障害者職業センターとは

- ・茨城障害者職業センター（茨城県1ヶ所）

地域の職業リハビリテーションの中核として公共職業安定所と連携して職業 評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業、職業準備支援事業を行うとともに、事業主に対して雇用管理等の助言を行ったり「特別支援学校」「障害者就業・生活支援センター」などと連携した業務を行っています。



利用はすべて無料
相談は障害者職業カウンセラーが対応。相談は予約制。
事前に電話、FAX、メールで連絡し、相談日を決める。
電話受付時間は、平日（月～金）の9:00～17:00。

〒309-1703
茨城県笠間市鯉淵6528-66
TEL 0296-77-7373
FAX 0296-77-4752
Email ibaraki-ctr@jeed.or.jp



地域障害者職業センターの主な支援内容

・ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定します。

・ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援します。

・ 職場適応援助者（ジョブコーチ支援）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します。

障害者就業・生活支援センターとは？

○ どのような方が利用できる？

- ・ 「会社で働いている疾患や障害のある方」
- ・ 「会社で働きたい疾患や障害のある方」
- ・ 「障害者雇用を考えている・行っている企業」

○ どのような支援が受けられる？

- ・ 障害者雇用における困りごとについて必要な支援を行います。

障害者就業・生活支援センターの主な支援内容

就職活動のサポート

仕事探し



履歴書の準備

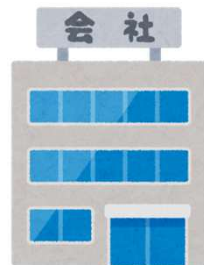


面接の練習など



就職後のサポート

就職！



仕事に関わる相談窓口



各種相談



人と関わる業務は、すごく不安があるなあ。

苦手な人がいてどうしよう・・・



生活のサポート

主治医へ体調を相談できない



給料をどう貯めていけば良いかな



バスの乗り換えが分からない



就労継続支援A型事業所との連携

- 障害者総合支援法に基づき雇用契約を結び働くため、労働法規が適応されます。
- 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、就労の機会を提供する。
- 一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援する。



就労継続支援B型事業所との連携

- 障害者総合支援法に基づき雇用契約を結ばないで働くため、労働法規が適応されません。
- 一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。



就労定着支援事業所との連携

- 障害者総合支援法に基づき・就労移行支援事業・就労継続支援事業・生活介護・自立訓練から一般枠で就職をした方に対して3年間支援を行います。
- 一般就労され、就労移行支援等の職場定着の努力義務である6ヶ月を経過した者に対して、日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、課題解決に向けて必要な支援を行います。

障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像)

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。



※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施



地域の企業や事業所の声

○企業の声

- ・ 訓練事業所では普段どのような取組みを行っているのか知りたい
- ・ 訓練を受けている方がどのような人か知りたい
- ・ 障害者雇用をサポートしてくれる機関は色々あるけど違いが分からない。サポートの内容は？
- ・ 就職面接会だけでは採用の判断が難しい
- ・ 他の企業はどのように障害者雇用に取り組んでいるの？

○就労支援事業所の声

- ・ 実習を受け入れてくれる企業を探している
- ・ 企業とのつながりを作りたい
- ・ 企業の採用担当者が求めている人材を知りたい

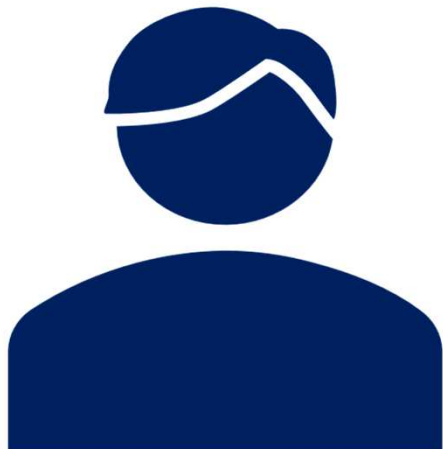
タイムスケジュール

- 25分 •就労支援員の役割
- 15分 •就労支援の社会資源
- 15分 •事例から考える連携方法
- 5分 •まとめ

事例から考える連携方法

- 下記の事例に対して、今までに出た社会資源を含め、どのような機関の機能と連携を取れるか可能な限り次のページの整理シートに記入してみてください。

事例1



- 25歳
- 注意欠如・多動性障害
- 精神保健福祉手帳2級
- 職歴：調理補助として6カ月
- 障害基礎年金2級受給
- 家族：両親、妹

Aさんは就労移行支援事業所へ通所開始し、1年6ヶ月経過しました。通所開始当初は、休みがちであったが、現在は安定して通所できている。パソコンを使用したデータ入力作業を行っている。

作業中、時折、手が止まったり、過去の嫌な出来事がフラッシュバックして大声を挙げることもある。

Aさんとしては、就職に向けて動きたいが、自分が何に向いているのか分からないし、どう進めれば良いか、と就労支援員に相談があった。

連携機関名	連携内容

事例から考える連携方法

- 下記の事例に対して、今までに出た社会資源を含め、どのような機関の機能と連携を取れるか可能な限り次のページの整理シートに記入してみてください。

事例2



- 28歳
- 精神発達遅滞
- 自閉症スペクトラム障害
- 精神保健福祉手帳2級
- 職歴：現職が初めて
- 障害基礎年金2級受給
- アパートにて1人暮らし

Bさんは就労移行支援事業所から製造業の会社へ就職し、組み立て作業を行っている。就職を機に念願だった1人暮らしも開始した。

入職して2ヶ月目までは順調で、本人もやりがいがあると話していた。

現在、3ヶ月目となり、遅刻や無断欠勤がみられ始めた。

実習中には行っていない業務も振られるようになり、そこでもミスが多い状態との事で、会社より就労移行支援事業所に相談があった。

連携機関名	連携内容



タイムスケジュール

- 25分 •就労支援員の役割
- 15分 •就労支援の社会資源
- 15分 •事例から考える連携方法
- 5分 •まとめ

事例から考える連携方法-まとめ-

